

令和 4 年 度
立 木 第 1 回
入 札 の ご 案 内
(立木資格付一般競争入札物件明細書)

実施年月日：令和 4 年 7 月 5 日（火）
場 所：千葉森林管理事務所 入札室 （1 階）
時 間：13 時 30 分締切 即時開札

千葉森林管理事務所

〒263-0034 千葉県千葉市稲毛区稲毛 1-7-20
電話：050-3160-6025
FAX：043-242-4658

本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である。

公 売 公 告

令和4年6月6日

分任契約担当官

関東森林管理局

千葉森林管理事務所長 武藤敏雄

下記のとおり立木の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧のうえ、国有林野の産物売払規程（昭和25年5月17日農林省告示第132号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札して下さい。

記

1 入札及び開札の日時

令和4年7月5日（火）

入札開始 13時20分

締切 13時30分 締切後即時開札

2 入札及び開札の場所

千葉森林管理事務所 入札室

3 郵便入札

認めます。

（1）送付場所 〒263-0034

千葉県千葉市稲毛区稲毛1-7-20 千葉森林管理事務所

（2）到着期限 令和4年7月4日（月） 16時00分必着。

*上記の期限以後、到着したものは、無効とします。

（3）その他留意事項

封筒を二重にして内封筒に入札書を入れ、外封筒には「立木公売入札書在中」と朱書し、書留または配達証明でお送り下さい。

なお、入札書の日付けは、入札日当日としてください。

4 入札物件

（1）次の事項については、別添「販売物件明細書」のとおりです。

ア 売払番号

イ 物件所在地・位置図

ウ 伐採種（皆伐・間伐・その他）

エ 国有林・分収造林・分収育林の区分

オ 搬出期間

カ 樹種・数量・収穫面積

(2) 物件毎の特約事項・入札条件等については、別添「入札条件」を参照して下さい。

5 入札参加者の資格

令和2年度から令和6年度の林産物の売払いに係る資格確認の交付を受けている者に限ります。

但し、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。

- (1) 予算決算及び会計令第70条に該当する者。
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当する者。
- (3) 関東森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者。

6 入札保証金

免除します。

但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。なおこの場合、競争参加資格の取り消し、又は付与しないことがあります。

7 契約保証金

免除します。

8 入札金額及び消費税

- (1) 入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。
- (2) 入札書に記載された金額に消費税相当額10%を加算した金額（円未満の端数切捨て）をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

9 入札における留意事項

- (1) 代理人の入札への参加

ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」（別紙1-1）の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任状」（別紙1-2）を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

せん。

イ 入札書

「入札書」(別紙2)のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するとともに代理人氏名の記入が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

(2) 無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

エ 記名を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

ケ 入札時刻に遅れてした入札

コ 暴力団排除に関する誓約事項(別紙3)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(3) 落札者の決定

ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき入札をした者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。

イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても、受理しません。また、どのような事由があっても落札を無効にすることはできません。

10 契約の成立及び締結期限

(1) 契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。

(2) 契約の締結日は令和4年7月14日(木)までとします。

11 代金の納付期限

代金の納付期限は、**契約締結日から起算して20日以内**とします。

12 代金の延納

(1) 1件の売払契約代金が150万円以上の物件において、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律(昭和24年法律第176号)の定めるところ

ろにより認めます。(年利0.59%)

延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金＝(契約代金×延納期間×延納利率)÷365日

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

(2) 延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。

(3) 延納期限は、1,000m³未満は6ヶ月以内、1,000m³以上は10ヶ月以内とします。

1.3 物件の引渡

(1) 物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から15日以内とします。

(2) 物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条3項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を千葉森林管理事務所へ必ず提示してから搬出して下さい。

(3) 引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第35条に基づき、引渡領収書を千葉森林管理事務所長に提出して下さい。

1.4 各規程等の閲覧場所

(1) 販売物件明細書、契約書案

ア 販売物件明細書：千葉森林管理事務所又は千葉森林管理事務所ホームページで閲覧して下さい。

イ 契約書(案)：千葉森林管理事務所で閲覧して下さい。

千葉森林管理事務所のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/tiba/index.html>

(2) 各規程等

ア 国有林野事業林産物売買契約約款

イ 国有林野の産物売払規程

ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得

エ 各種様式(別紙1：委任状、別紙2：入札書)

上記ア～エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。

関東局ホーム>公売・入札情報>林産物の売払情報

ホームページを閲覧できない方は、千葉森林管理事務所 業務グループ(経営担当)へお問い合わせ下さい。

関東森林管理局のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/welcome/index.html>

1 5 その他留意事項

- (1) 入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」(別紙3)に同意したものとします。
- (2) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である」ことを証明します。なお、この記載内容をもって木質バイオマス証明となります。
- (3) 発電用バイオマス証明に関しては、買受人自らが本売買契約書の写しを添付し、任意様式により証明して下さい。
- (4) 事業着手前に管轄の森林事務所へ「立木販売箇所の作業計画書」(別紙4)を提出していただきます。
- (5) 買受人は、搬出完了時停滞なく所管森林事務所へ搬出済届を提出していただきます。
- (6) この物件は分収育林で複数の契約者(オーナー)が存在し、持分に応じた権利を有しています。

したがいまして、この物件を落札された方は、売買代金の総額を分割し、国には納入告知書により、契約相手方には口座振込等によりお支払いいただくこととなります。振込金額等と口座番号は、契約後にお知らせします。

なお、このことにかかる振込手数料については、落札者の負担となりますが、この経費については、あらかじめ予定価格から控除しておりますので申し添えます。

※分収育林の契約者への振込期限は、国への納入期限の日と同一日です。また、振込完了後は、振込証明書等(振込を完了した証明となる書面)の写しを千葉森林管理事務所へ提出くださるようお願いいたします。

1 6 お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

〈問合せ先〉千葉森林管理事務所 業務グループ(経営担当)

電話番号 050-3160-6025 FAX 番号043-242-4658

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 入札年月日 年 月 日

2 件 名

3 入札に関する一切の件

年 月 日

住 所

商号又は名称
代表者氏名

分任契約担当官
関東森林管理局
千葉森林管理事務所長 武藤 敏雄 殿

※ 本様式は標準的な例を示したものであり、上記事項が記載された適宜の様式を使用しても差し支えない。

委任状

私は、都合により を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委任事項

- 1 立木資格付一般競争入札に関する一切の件
- 2 委任期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日

年 月 日

分任契約担当官
 関東森林管理局
 千葉森林管理事務所長 武藤 敏雄 殿

住所

商号又は名称
代表者氏名

※ 本様式は標準的な例を示したものであり、上記事項が記載された適宜の様式を使用しても差し支えない。

入 札 書

入札番号 第 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

令和 年 月 日

分任契約担当官
関東森林管理局
千葉森林管理事務所長 武藤 敏雄 殿

(入札者)
住 所

商号又は名称
代表者氏名

(代理人)
氏 名

(注意事項)

- 1 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の「記名」を行うこと。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

また、貴所の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合は、その者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （2）役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1）暴力的な要求行為を行う者。
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。
- （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
- （4）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者。
- （5）その他前各号に準ずる行為を行う者。

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

立木販売箇所の作業計画届

令和 年 月 日

森林事務所 森林官 殿

買受人の所在地:
名 称:
代表者名:
電 話:

安全指導の記録

指導年月日 指導者名	作業の 従事者数	安全指導等の内容
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

区 分	氏名:	電話:
契約方法等	公売・随契	契約年月日 令和 年 月 日
契約場所	国有林	林小班 号山
契約数量	面積 ha	樹種 材積 m ³
伐採方法	皆伐・間伐・その他 ()	
作業の形態	自社・下請・その他 ()	
伐採期間	(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日	
搬出方法	車両系集材・架線系集材・その他 ()	
従事作業員の内訳	従業員数 名 (常雇 名 臨時 名)	
下請等の場合の相手方の住所・氏名・電話番号等連絡先	住所:	
	名称:	
	代表者:	
	電話:	
現場責任者の氏名等	氏 名:	電 話:
林業架線作業主任者	氏 名:	
地山掘削作業主任者	氏 名:	
車両系建設機械運転	氏 名:	
かかり木の処理業務	氏 名:	
□保安林	□立木伐採	同意年月日等:
	□形質変更	同意年月日等:
□自然公園	□特別地域	承認年月日等:
□自然環境保全地域		
□鳥獣保護区		
□その他		

※欄は、管轄森林事務所の森林官が確認し、記載します。

入 札 条 件

特 約 事 項

1. 調査木については、原則全て伐採・搬出すること。
2. 末木枝条、残材等を谷・沢に入れないこと。
また、販売区域外及び土場周辺等に残置したり野積み放置しないこと。
3. 搬出支障木の調査及び事務手続きには時間を要することや、保安林及び自然公園に指定されている区域において、支障木伐採及び作業道等搬出施設を作設する場合は、法令により関係機関と別途協議が必要となることから、予め余裕を持って管轄森林事務所に申し出ること。
協議後、関係機関の同意等を得てから作業に着手すること。
4. 搬出路は、作設後に林地が崩壊することがないように地形、地質の安定している箇所を通過するようにし、必要最小限にとどめること。
なお、搬出にあたっては、上記事項によるほか別紙「特記仕様書」（別紙5）に基づき作設すること。周辺施設及び林地に損傷や崩壊を発生させた場合、買受人の負担において修復または損害賠償を行うこと。特約条項・特記仕様書に基づいて適切な作設をしており、自然災害その他買受人の責に帰すことが認められない場合は、この限りではない。
5. 搬出に使用するトラック運搬については、搬出に使用する車両が公道等を損傷することなく、搬出区間を走行できるか必ず十分な現地確認を行い、入札すること。
また、搬出に伴う公道等の利用は、当該所有者との事前協議を行い、手続き等がある場合は、買受人において行うこと。
公道等周辺施設に損傷を与えた場合、買受人が当該所有者と協議のうえ、修復または損害賠償を行うこと。
6. 伐採搬出作業では、官民地界に設置している境界標識を損傷、撤去しないように保全措置を講じ作業を行うこと。損傷等が発生した場合は、境界管理の規定等に基づく方法により買受者の負担で復元すること。
7. 伐採等の着手・完了にあたっては、必ず管轄森林事務所の森林官に連絡をすること。
また、森林官等の跡地検査をもって完了となるため、重機等は是正内容に対処するため検査まで現地に置いておくこと。重機等の一時置きが不可能な場合、事前に連絡すること。

8. 自然公園に指定されている区域内の伐採は、以下の条件を遵守すること。
- (1) 自然公園利用者に対する安全対策を講じ、利用者等の障害にならないようにすること。
 - (2) 希少種をはじめ動植物の保護に十分配慮すること。
 - (3) 土砂流出等の災害が発生しないよう防止対策を講じること。
 - (4) 残材等は公園外に搬出し、適正に処理すること。
 - (5) 他法令を遵守すること。
9. 作業に際して、作業対象箇所に通じる公道ならびに林道等に付帯する施設（門扉・標識類・カーブミラー・ガードレール等）については、作業の実施に伴い損傷が無いよう、適切に保全・養生すること。必要に応じて、一時的に撤去や改変する場合は、事前に当該施設の管理者に承諾を得ること。また、作業後の復元についても当該施設の管理者の立会により確認をとること。
10. 作業経路上に専用林道区間及び私道等を通行する場合、施錠管理されている門扉・ゲートについては、都度確実に開閉施錠を行うこと。日中に複数回出入りすることを理由に、通常管理上、施錠されている門扉をその時間帯に開放状態にすることは一切認めないものとする。やむを得ず開放状態にして作業を行う必要がある場合には、事前に当該道路管理者の承認を得るとともに、門番監視人を常駐させ、関係車両以外の出入を確実に制限しなければならない。
11. 買受人以外の者に実際の作業を下請させる場合には、入札条件（特約条項・特記仕様書）を下請者の末端まで周知させるとともに、買受人は、搬出路・伐木造材・集材・運材等に係る技術的指導ならびに労働安全に係る指導を主体性を持って全責任を負うものとし、関係諸法令等を遵守させること。
12. 本条項ならびに入札条件を遵守しない場合または違反が確認された場合は、売主として作業を直ちに中止させるとともに買受人に対し是正措置を命令する上で、買受人は、売主が求めた損害賠償に応じなければならない。

特記仕様書

本特記仕様書は、「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号 林野庁長官通知）に基づき、地形・地質、気象条件やこれまでの関東森林管理局管内における路網施工状況等を踏まえ定めたものである。

作設する路網は間伐等による木材の集材・搬出、主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道であり、路体は堅固に締め固めた土構造を基本に、構造物は地形・地質等の条件からやむを得ない場合に限り設置することとし、本特記仕様書により作設する。

なお、本特記仕様書に指定していないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

第1 路網

1 配置

路網は、フォワーダ等車輛系林業機械（以下、林業機械等という）が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意し配置する。

- ①地形・地質の安定している安全な個所を通過するよう配置する。
- ②地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。
- ③排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。
- ④急勾配区間とカーブの組合せは極力避けるよう配置する。
- ⑤S字カーブは、連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるよう配置する。

2 幅員

幅員は、3 m以下とする。ただし、林業機械を用いた作業の安全性及び、作業性の確保に必要な区間に限って、0.5m程度の余裕を付加することができる。

3 勾配・排水

縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができる、勾配で計画する。

勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

排水は、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理するとともに次の点に留意する。

- ①カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入り口付近で行う。
- ②地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合には、これらを側溝又は横断排水施設等により排水する。

第2 施工

1 切土

切土高は、ヘアピンカーブの入口など局所的にやむを得ない場合を除き、1.5 m程度以内とする。

切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、または、土質に応じて6分（岩石の場合は3分）とする。

2 盛土

盛土については、地山に段切りして基盤をつくった上で、30cm程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締め固める。

なお、緊密度の低い土砂の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を30cm程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2 mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

3 簡易構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、やむを得ない場合にのみ設置する。その場合、転石等現地発生資材の活用を図りつつ、利用の頻度やコスト等を考慮して適切なものを選定する。

4 伐開

伐開は、幅員に応じた必要最小限の幅とする。

第3 周辺環境への配慮

森林作業道は、人家、道路、鉄道その他重要な保全対象（以下、人家等という）又は水道の取水口が存在する場合は、その直上では極力作設しない。

事業実行中は、人家等に対し、土砂の流出、土石の転落及び伐倒木等の落下を防止するために必要な措置をとる。

また、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは、監督職員に報告し、指示を受ける。

第4 その他

1 表土、根株の扱い

根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互に30cm程度の層ごとにバケット等で十分締め固めて盛土法面に固定する。根株は、表土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。

根株の上に根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を丸ごと路体内に完全に埋設することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

2 事業終了時において、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

3 現地の状況により本仕様書の事項によりがたい場合は、監督職員が指示する。

入札物件明細書

入札物件明細書

令和4年度 立木 第1回公売 入札実施年月日:令和4年7月5日(火)

入 番	札 号	林小班	面 積 ha	伐 採 方 法	樹 種	林 齢 年	径 級 cm	樹 高 m	本 数 本	材 積 m³	搬 出 期 間	備 考
1号	40に1	5.26	皆伐	スギ ヒノキ モミ ツガ類 カヤ 他	66	8～106	7～38	3,676	3,038.38	36ヶ月	分収育林 保安林	

入 札 結 果

入札 番号	入札 枚数	3 番 札		2 番 札		1 番 札		落 ・ 否
		氏 名	金 額	氏 名	金 額	氏 名	金 額	
1								
	合計							

販売物件明細書

NO. 1

入札第1号			所在地		千葉県夷隅郡大多喜町大字筒森 下大前倉国有林40に1林小班					
分収育林			主間伐別 搬出期間		皆伐 36ヶ月		林齢 面積			
オーナー数 32人							66年生 5.26ha			
樹種	用パ別	胸高直径 (cm)	樹高 (m)	本数	材積 (m³)	単価	金額	備考		
スギ	一般材	16	14	2	0.30					
		18	15	7	1.33					
		20	17	22	5.94					
		22	18	52	17.68					
		24	19	75	31.50					
		26	20	92	46.92					
		28	21	103	63.86					
		30	22	166	121.18					
		32	23	126	108.36					
		34	23	134	128.64					
		36	24	125	140.00					
		38	25	110	141.90					
		40	26	124	181.04					
		42	26	97	153.26					
		44	27	76	134.52					
		46	27	62	117.80					
		48	28	43	90.73					
		50	28	52	117.52					
		52	29	42	105.00					
		54	29	20	53.00					
		56	30	21	61.11					
		58	30	17	52.36					
		60	29~36	10	34.52					
		62	26~35	7	24.02					
		64	26~36	15	57.53					
		66	28~32	5	19.22					
		68	32~37	3	13.64					
		70	29~32	2	8.47					
		74	31~38	3	15.62					
			一般材計			1,613	2,046.97			
			低質材	8~50	7~28	85	51.06			
		樹種計				1,698	2,098.03			
ヒノキ	一般材 (中玉)	12	13	2	0.16					
		14	14	7	0.77					
		16	15	40	6.40					
		18	15	74	14.80					
		20	16	153	39.78					
		22	16	204	61.20					
		24	16	223	78.05					
		26	17	224	96.32					
		28	17	148	72.52					
		30	17	188	103.40					
		32	18	132	87.12					
		34	18	84	61.32					
		36	18	78	63.18					
		38	18	35	31.15					
		40	18	30	29.10					
		42	18	15	15.75					
		44	19	5	6.05					
		46	19	7	9.17					
		48	19	1	1.41					
	一般材計			1,650	777.65					
	低質材	8~44	11~19	84	21.64					
樹種計				1,734	799.29					
モミ	一般材	18	14	1	0.19					
		24	13	1	0.31					

現 地 案 内

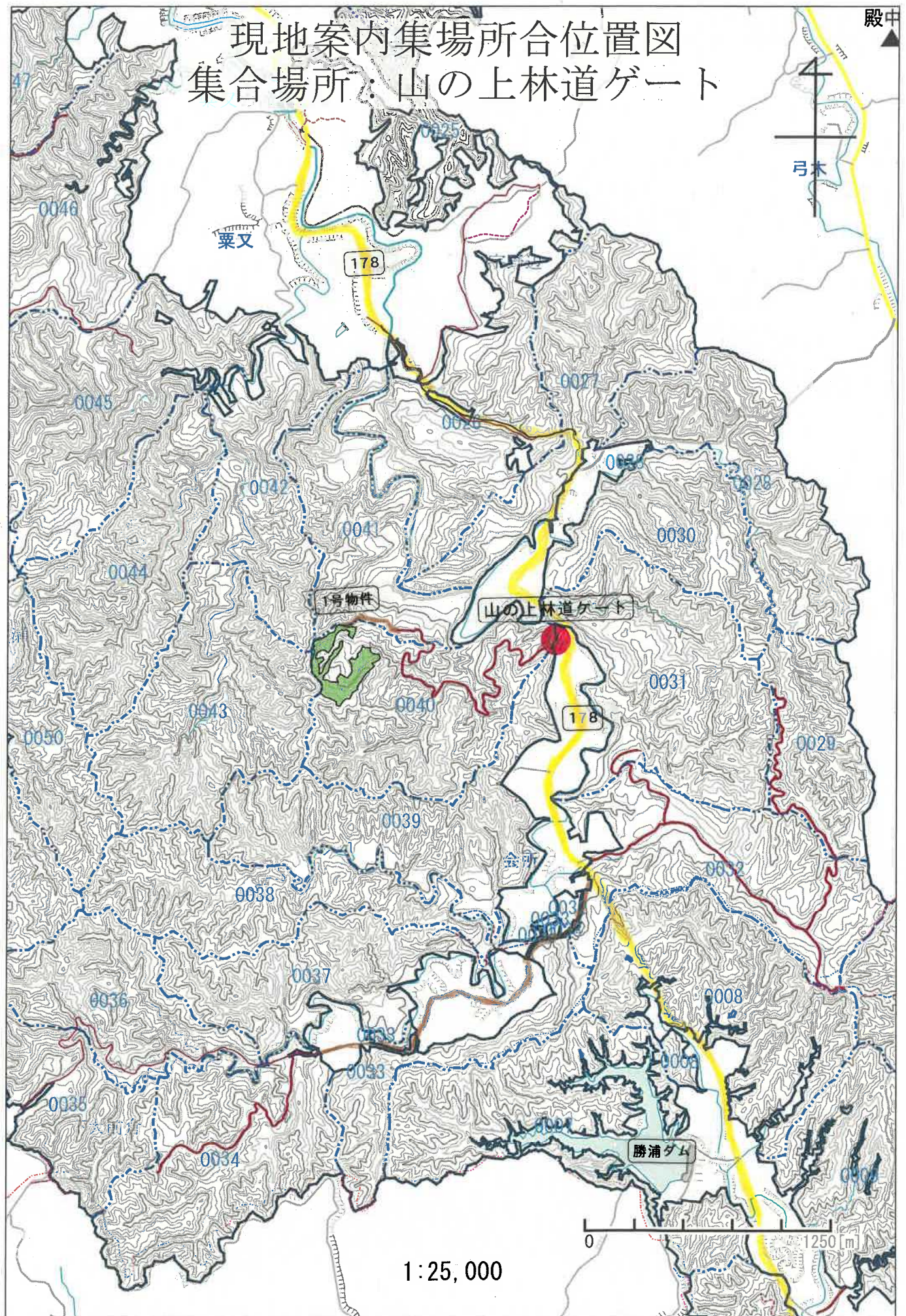
◎ 1号物件(上野森林事務所管内)

- 1 現地案内実施日：令和4年6月21日（火）
- 2 集 合 場 所：山の上林道ゲート ※別紙案内図参照
- 3 集 合 時 間：10時00分
- 4 案 内 者：上野森林事務所 小松 正実
- 5 連 絡 先：上野森林事務所 電話 0470-76-0254
千葉森林管理事務所 電話 050-3160-6025

* 注意事項

- 1 当日の現地案内についてのお問い合わせは、管轄の森林事務所首席森林官又は、千葉森林管理事務所までお願いいたします。
- 2 当日雨天決行です。雨具等は各自ご用意ください。
- 3 マダニ、ヤマビルが生息しています。長袖、長ズボンの着用や虫除けスプレーを使用するなど刺咬されない対策をしてください。

現地案内集場所合位置図 集合場所：山の上林道ゲート



入札物件位置図
 入札番号1号(40に1か)

